

## 甲州訪問リハビリテーションのご案内（重要事項説明書）

## 1. 事業所の概要

事業所名	甲州リハビリテーション病院 甲州訪問リハビリテーション
開設年月日	平成19年5月1日
所在地	山梨県笛吹市石和町四日市場 2031
連絡先	T E L : 055-262-3121 (代) F A X : 055-262-3727
管理者	甲州リハビリテーション病院 院長 佐藤吉沖
事業責任者	宮下大佑
事業所番号	1971800410号
営業日	12/29～1/3以外の月曜日～土曜日
営業時間	8:30～17:30
サービス提供エリア	笛吹市、甲府市、山梨市、甲州市、昭和町、甲斐市、中央市
職員体制	管理者：1名 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士：1名以上

## 2. 事業の目的及び運営方針

## 【事業の目的】

医療法人銀門会 甲州リハビリテーション病院が設置する訪問リハビリテーション（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問リハビリテーション（以下、「事業」という。）は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、言語聴覚療法により、利用者の心身機能の維持回復、生活機能の維持又は向上を図ることを目的とする。

## 【事業の運営方針】

利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目標を設定し、計画的に行い、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。また、事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

## 3. サービス内容

## (1) サービス内容について

当事業所ではご契約者様に対して以下のサービスを提供します。

## &lt;訪問リハビリテーション&gt;

通院が困難な利用者に対して計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、心身の機能回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション計画書を作成するとともに、訪問リハビリテーション計画の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供する。

## 4. サービスの提供にあたって

1. サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
2. サービスの提供は、主治医（かかりつけ医）の診察と当院の医師の診察が必要になります。主治医の診療情報提供書を元に当院の医師がリハビリテーション指示書を出すことでサービスを提供できます。医師の診療に基づき、利用者又は家族に説明し、同意を得た上で訪問スタッフがリハビリテーション計画書を作成します。計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに記録を作成するとともに、医師またはケアマネジャー等に報告します。
3. 訪問リハビリテーション指示期間は、当事業所の医師の診察日より 3 ヶ月以内となり、訪問リハビリテーションを継続するためには 3 ヶ月に以内に 1 度（医療保険の場合は 1 ヶ月に 1 度）「当院の医師の診察とリハビリテーション指示書」が必要になります。
4. 主治医の診察は訪問リハビリテーション開始時、甲州リハビリテーション病院を退院後 3 ヶ月以上訪問リハビリテーションを継続する場合、または利用者様の状態が変化した場合に必要なになります（医療保険の場合は 1 ヶ月に 1 度）。
5. サービス提供を行う職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行いますが実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。
- 6.

## ①サービス提供の記録

1. サービスの提供日、内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録します。またその記録はサービスを提供した日から 5 年間保存します。

2. 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

## ②虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる対策と必要な措置を講じます。

1. 虐待の防止等のための対策を検討する担当者を置き、指針を整備するとともに、委員会を定期的で開催し、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
2. サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、当事業所の虐待防止委員会に報告し適切に対応いたします。

## ③身体の拘束等

当事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録し、家族等に報告することといたします。

## ④秘密の保持と個人情報の保護について

### <利用者及びその家族に関する秘密の保持について>

1. 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
2. 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
3. この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。
4. 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。

### <個人情報の保護について>

1. 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

2. 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録も含む。）については、善良な管理者の注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。
3. 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
4. 医療・介護および介護サービス間の情報共有における ICT(医療介護専横 SNS 等)の利用について、利用者の医療および介護サービスの質向上および円滑な多職種連携を図るため、主治医、訪問看護、居宅介護支援事業所、薬局、その他関係する医療介護事業所等の関係者間で、医療介護専用の情報共有システム（メディカルケアステーション（MCS）等）を利用して必要な情報を共有する場合があります。情報共有にあたっては、関係者以外に情報が漏えいすることのないよう、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考に適切なセキュリティ対策を講じます。

#### ④感染症の拡大予防や災害における事業の継続

1. 感染症の拡大や風水害等の避難情報に応じて、サービスを中断または中止することがあります。ご利用中に地震や風水害等があった場合の安全の確保や避難に関しましては、当事業所の災害対策と併せて対応させていただきます。また、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
2. 感染症の拡大や被災により平時と同様の事業の継続が困難と判断した場合、事業所の BCP（事業継続計画）に基づき対応させていただきます。事業継続が困難な場合（スケジュールの変更が必要な場合）は、ご利用者様、ご家族様、ケアマネジャー等の関係者様に連絡するよう努めます。

#### ⑤緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

#### ⑥事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 5. 利用料金及び支払い方法

### (1) 提供するサービスの利用料及び利用者負担額

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として別紙1に示したとおり設定します。

利用料、利用者負担額は、サービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。

### (2) その他費用について

その他の費用	介護保険の方	医療保険の方
□交通費	サービス提供エリア内の交通費は基本利用料に含まれています。	事業所を始点として、利用者宅までの距離の往復×33円/km(税込)の交通費をいただいております。

交通費： \_\_\_\_\_ 円/日

### (3) お支払い方法

利用料金の支払いは、原則的に口座振替となります。振替可能な金融機関は「山梨中央銀行」、または「ゆうちょ銀行」のいずれかとなります。

- ・振替日 山梨中央銀行 毎月 20日(休日等の場合は翌営業日) 1回
- ゆうちょ銀行 毎月 25日(休日等の場合は翌営業日) 1回

利用者の都合により振替ができなかった場合は、その月の月末までに指定口座にお振込み、または甲州ケア・ホーム受付にご持参下さい。お振込みの際、送金手数料は利用者負担でお願いします。

支払いが確認できた後、利用者又は保証人の指定する送付先に対して、領収書を交付します。

## 6. 禁止事項

事業所では、多くの方に安心して利用していただくために、利用者の「営利行為、宗教等の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。また、利用時間

内の飲酒及び喫煙はご遠慮願います。また、別紙2にありますハラスメント行為におきましても禁止します。行為が発覚した際にはサービスの提供を中止いたします。

## 7. 要望及び苦情等の申し入れ

事業所に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

**介護保険利用者の場合**、相談・苦情は当法人以外に、保険者である市町村や国民健康保険連合会でも受け付けています。

要望・苦情等受付窓口	連絡先
甲州訪問リハビリテーション 事業責任者 宮下大佑	055-262-3121 (代)
医療法人銀門会 事務部部长 金子修	055-262-3121 (代)
国民健康保険団体連合会 (介護サービス苦情処理担当)	055-233-9210
笛吹市 介護保険課	055-261-1903
甲府市 長寿支援室介護保険課	055-237-5473
山梨市 介護保険課	0553-22-1111
甲州市 介護保険課	0553-32-5066
昭和町 いきいき健康課	055-275-8785
甲斐市 長寿推進課	055-278-1693
中央市 高齢介護課	055-274-8556

- ・利用者からの相談・苦情が上がった場合は、迅速かつ誠実に対応し、利用者の権利擁護に努めるとともに申出者や利用者に対して不利益とならないように扱います。
- ・相談・苦情の内容によって、調査等が必要な場合には、適切に対応し、その結果、改善が必要と認められる場合は必要な措置を講じます。
- ・必要に応じて、居宅介護支援事業者との連絡調整その他、必要な連携を図ります。

## 8. 電子署名の利用について

当事業所は、ケアプラン・実施計画書等に関する同意について、書面による署名・捺印に代えて、電磁的方法(電子署名、電子メール等)による同意を得ることができるものとします。ただし、利用者またはその家族が書面による手続きを希望する場合は、この限りではありません。また、電子署名で取得したデータは、法令に基づき適切に保存・管理し、第三者に提供することはありません。

以上、本書につき双方の合意を証するため、本書2通を作成し、当事者双方の記名の上、各自1通を所持いたします。

重要事項説明書の記載内容につき、説明を受け承知しました。

西暦 年 月 日

利用者 氏名 \_\_\_\_\_

家族 氏名 \_\_\_\_\_ (続柄: \_\_\_\_\_)

重要事項説明書の記載内容を説明しました。

事業者 医療法人 銀門会 佐藤 吉沖  
(公印省略)

住所 山梨県笛吹市石和町四日市場 2031

電話 055-263-0242 (代表)

説明者 \_\_\_\_\_